平成28年(行ウ)第49号,同第134号,同第157号 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原 告 河田昌東 ほか110名

被 告 国

文書提出命令申立書

令和2(2020)年7月13日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北 村 栄 ほか

第1 文書の表示・文書の趣旨

- 1 高浜原発1号機・2号機における,各試験回次(原子炉容器内に装荷される ことなく試験が行われたものも含む)ごとの,中性子照射量,シャルピー試験, 破壊靭性試験,引張り試験,落重試験等の監視試験の際に得られた実測データ が記載された文書
- 2 上記1の監視試験片が採取された部位(母材,溶接金属,熱影響部等),同試験片が含有する元素の濃度等の化学分析値を記載した文書
- 3 上記1の試験による実測データ,主にはシャルピー試験等の実測データを基 にして,関連温度(ないし脆性遷移温度)を導き出した過程及びその結果が記 載された文書
- 4 各原発の破壊靱性値(高浜1号機につき丙C16号証39~40頁,高浜2号機につき丙C16号証75~82頁)を、上記1の実測データないし上記2の数値から導き出した過程及びその結果が記載された文書

第2 文書の所持者

参加人

第3 証すべき事実

高浜原発1号機・2号機の運転期間延長認可処分の際に審査が行われる中性 子照射脆化の問題について、被告原子力規制委員会の審査過程に過誤欠落があ ること

第4 文書提出義務の原因

民事訴訟法220条4号。

上記文書は除外事由のいずれにも該当しない。

第5 文書提出命令の必要性

- 1 文書と要証事実との関連性(必要性と相当性)
 - (1) 原告らは、運転期間延長認可処分の際に行われる中性子照射脆化についての審査に関し、処分庁である原子力規制委員会の審査過程に過誤欠落がある旨の主張をしている。
 - (2) そして、当該中性子照射脆化に関しては、参加人が、第1・1に記載した 監視試験を行い、その実測データ(以下「原データ」という)から、参加人 が第1・2ないし3の評価を行い、その結果のみが申請書に記載されている。 準備書面(40)で主張したように、これらの過程、すなわちシャルピー試 験の結果から⊿RTNDT実測値を導き出す過程やCT試験片による破壊靱 性試験の結果と併せて最終的に下限包絡曲線を描く過程には、様々な評価が 介入しうるものであり、評価方法によって結果が異なりうるものである。

そして、原データから正しく評価された結果が、参加人の申請書における

結果と一致しないということが判明した場合には、その結果が基準を満たしていないのであれば言うまでもなく、仮に基準を満たしていたとしても、計算結果が異なることを被告が見落としていたこと自体が、処分庁による審査過程に過誤欠落がないことの重要な評価障害事実となる。

従って、司法審査においては、原データを把握し、当該原データから正しく評価された結果が基準を満たしているのか、また、参加人の評価による結果と原データから正しく評価された結果が異なっていないか、少なくとも参加人の評価に理論的な誤りがないかどうかという評価過程について検証する必要性があるというべきである。

(3) そして、このような検証は、技術評価の結果だけでは分からず、原データを見てはじめてできるものである(甲 E56・意見書)。同意見書は、「現在公表されている高浜1号炉の破壊靱性監視試験結果の報告ははなはだ理解しがたいものである」、「高浜1号炉のデータ点の少なさに驚く」、「このような少ないデータでまともな破壊靱性評価ができるとは思われない」と原データに基づく結果に対して強い疑義が示されている。さらには「脆性遷移温度 Tr30 の報告値の妥当性についても、生データであるシャルピー試験の全データを示していただかないと、判断ができない」と専門家からも必要性が示されている(甲 E56)。

従って、これらの検証をするために、上記第1の原データ等の記載された 書面が提出されることは必要不可欠であり、原データ等の記載された書面が 提出されればその検証は可能である。

2 大津地裁2016(平成28)年3月9日決定

高浜発電所3号機・4号機に関する大津地裁2016(平成28)年3月9日仮処分決定(判時2290号75頁)は、民事差止仮処分の例であるが、行政訴訟である伊方原発に関する最高裁平成4年10月29日判決(民集46巻

7号1174頁)を引用して、「人格権が侵害されるおそれが高いことについては、最終的な主張立証責任は債権者らが負うと考えられるが、原子炉施設の安全性に関する資料の多くを電力会社側が保持していることや、電力会社が、一般に、関係法規に従って行政機関の規制に基づき原子力発電所を運転していることに照らせば、…債務者において、依拠した視拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」と判示して、事業者が依拠した資料等を明らかにすべきことを述べている(同決定42頁。傍点は引用者)。

同決定は、さらに、「原子力規制委員会が債務者に対して設置変更許可を与 えた事実のみによって、債務者が上記要請(※引用者注…福島第一原子力発電 所事故を踏まえて原子力規制行政がどのように変化し、その結果、設計や運転 のための規制が具体的にどのように強化されたかという点に関する要請)に応 える十分な検討をしたことについて、債務者において一応の主張及び疎明があ ったとすることはできない。当裁判所は、当裁判所において原子力規制委員会 での議論を再現することを求めるものではないし、原子力規制委員会に代わっ て判断すべきであると考えるものでもないが、新規制基準の制定過程における 重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件各原発の審査において問題となっ た点, その考慮結果等について, 債務者が道筋や考え方を主張し, 重要な事実 に関する資料についてその基礎データを提供することは、必要であると考える」 として(同決定43頁),単に原子力規制委員会が許可を与えたというだけで なく、その判断の前提となった重要な事実に関する基礎データを提供すべきこ とを指摘している。本件における第1記載の文書は、まさにこの「基礎データ」 である原データが記載された文書であり、事業者に文書提出義務が存在すると いうべきである。

- 3 自己利用文書(民訴法220条4号二)に該当しないこと
 - (1) これに対し、参加人は、第1記載の各文書がいずれも自己利用文書(民訴法220条4号二)に該当するとして提出義務がないと反論することが予想されるが、失当である。
 - (2) 自己利用文書に該当するか否かについては、一般に、①内部文書性(内部利用目的・外部非開示性)、②不利益性(看過し難い不利益性)、③特段の事情の不存在が判断されるが、本件原データは、本件原発の稼働のための申請に利用するために収集され記録されたものであり、原規委の指示があれば当然に提出が予定されたものであるから、本件原データが記録された各文書は、外部に開示しない前提で作成されたものではない。

従って、②③について検討するまでもなく、第1記載の各文書は自己利用 文書に当たらない。

(3) データを記録した文書の自己利用文書性が問題となった事案としては、福 岡高裁平成15年4月25日決定(判時1855号114頁)がある。

同決定は、産業廃棄物処理施設における燃焼に関するデータを記録した文書について、「本件施設には公共的役割があり、本件文書部分の作成目的には、本件施設を運転した際の各種データを測定・記録しておくことにより、本件施設が適正に稼働していることを行政機関等に説明する資料とすることが含まれていると考えられることに照らすと、本件文書部分が、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であるとまでは認められない」として、4号の提出義務を認めている。

本件原データを記録した各文書も、まさに行政機関等に説明する資料として作成されたものということができるから、上記決定が当てはまる。いずれも自己利用文書とは認められない。

4 参加人は本件訴訟の当事者と言いうること

なお、文書の所持者である参加人関西電力は、電力事業者を相手方とした民事訴訟や民事差止仮処分事件であれば、参加人は審査過程に過誤・欠落がないことを証明(疎明)する責任を負い、その説明を求められることになる(令和2年1月17日広島高裁決定、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決等参照)し、本訴訟の結果に最も強い利害関係を有する者である。従って、参加人は実質的には本訴訟の当事者と言いうる立場にある(参加人として訴訟に関与していることが正にそれを示している)。

以上から、文書提出命令がなされるべきである。

以上